

日本国経済産業省近畿経済産業局と中華人民共和国広東省科学技術庁による 環境・省エネルギー分野における協力枠組みに関する覚書

日本国経済産業省近畿経済産業局（以下「近畿経済産業局」という。）と中華人民共和国広東省科学技術庁（以下「科学技術庁」という。）は、環境・省エネルギー分野における持続的な協力関係の強化のため、両国の法律に適合する範囲内で、以下の事項について協力を行う。

1. 環境・省エネルギー分野における実証プロジェクトの円滑な推進協力について

近畿経済産業局及び科学技術庁(以下、「両機関」と総称する。)は、広東省における環境課題の具体的必要性や関西地域の企業、大学、研究機関等が持つ先進技術等について情報交換を行い、広東省で実施する実証事業の選定について協力するとともに、その推進についても協力を行う。

2. 民間科学技術交流の促進協力について

関西地域及び広東省における科学技術交流を促進するため、両機関は、（１）双方の地域が持つ環境・省エネルギー分野の関連技術に関する緊密な情報交換、（２）単独又は共同で開催する技術セミナーや商談会の実施及び（３）新たなビジネスチャンスの創出について、協力を行う。

3. 技術開発に関する協力について

両機関は、関西地域及び広東省間で環境・省エネルギー分野における技術に関して情報交換を行うとともに、それぞれの企業、大学、研究機関等を通じて関連分野の新たな技術開発についても積極的に協力を行う。

4. 協力関係の体制整備について

両機関は、上記１から３の協力を迅速かつ実行可能なものとするために必要な体制整備を行うものとし、その体制整備については、近畿経済産業局通商部と科学技術庁科技交流合作処が協力して別途実施するものとする。

5. その他

上記に記載するもののほか必要な事項が生じた場合は、両機関は、互いに努力し、課題等解決に協力するものとする。

本文書の下での協力は下記署名日から5年間継続する。両機関は、本文書に示された協力事項を誠実に実行し、その成果を踏まえて、次回の協力について検討するものとする。

本文書は、両機関の協力の円滑化のために作成されたものであり、両機関にいかなる法的義務を生じさせるものではない。

本文書は、日本語及び中国語により各二部が作成され、いずれの文書も同等の価値を有する。

2024年3月15日

日本国経済産業省近畿経済産業局

中華人民共和国広東省科学技術庁

信谷 和重
近畿経済産業局長

王月琴
科学技術庁庁長